

○茨城県立医療大学認定看護師受講者選考要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学認定看護師教育課程規程（以下「規程」という。）第8条、第9条、第10条及び第18条に基づき、受講者の選考について必要な事項を定めるものとする。

(受講資格)

第2条 規程第8条により茨城県立医療大学認定看護師教育課程（以下「教育課程」という。）の受講資格を有する者は、日本看護協会認定看護師規則第22条に定める認定看護師認定審査受験資格を有する者とする。

(受講手続き)

第3条 教育課程の受講を志願する者は、次の書類に茨城県立医療大学授業料等徴収条例（平成6年茨城県条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2項に定める受講検定料を添えて、学長の指定した期間内に提出しなければならない。

- (1) 受講願書（様式1）
- (2) 履歴書（様式2）
- (3) 実務研修報告書（様式3）
- (4) 勤務証明書（様式4）
- (5) 推薦書（様式5）
- (6) 摂食・嚥下障害看護志望理由書（様式6）
- (7) 摂食・嚥下看護事例要約書（様式7-1）
- (8) 摂食・嚥下看護事例報告書（様式7-2）
- (9) 保健師、助産師、看護師の免許証写し
- (10) 写真票及び受験票（様式8）
- (11) 受講検定料納付書及び領収証書（様式9）

(受験票)

第4条 学長は、前条の手続きを完了した者に対して受験票を交付する。

2 受講志願者は、学力検査のときは受験票を携行し、提示しなければならない。

(選抜方法)

第5条 受講者の選抜は、学力検査の成績、人物考査の内容等により行う。

2 学力検査の実施科目は、受講者選考委員会の議を経て学長が定める。

(受講者の決定)

第6条 学長は、茨城県立医療大学認定看護師教育課程受講選考委員会委員長から提出された判定資料により、受講者を決定する。

(受講決定者の発表)

第7条 前条の規定により受講を決定された者（以下「受講決定者」という。）の発表は、茨城県立医療大学構内に掲示することにより行う。

(受講決定通知書の交付)

第8条 学長は、受講決定者に対し、受講決定通知書を交付する。

(受講手続き及び受講許可)

第9条 学長は受講決定者に対し受講手続きに必要な書類を送付する。

2 受講決定者は、次の書類を、学長の指定した期間内に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 住民票記載事項証明書（県内の者のみ）
- (3) 健康診断書
- (4) その他学長が必要と認める書類

3 学長は前項の手続きを完了した者に対して受講許可証を交付する。

(追加受講者)

第10条 受講定員に欠員が生じたときは、学長は追加受講者を決定することができる。

2 第8条及び前条の規定は、前項により追加受講を決定された者について準用する。

(受講許可の取消)

第11条 不正の行為によって受講が許可されたものについては、学長は教員会の議を経て受講許可を取り消すものとする。

(実施細目)

第12条 本要綱の実施細目は、毎年度受講生募集要項として別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年5月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年10月30日から施行する。